

加賀市立山中中学校 『いじめ防止基本方針』

1. いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。生徒の心身の発達に深刻な影響を及ぼすのみならず、生命に関わる重大な結果さえ引き起こすこともある。そのようないじめへの防止対策は、学校の内外を問わず、すべての組織、活動を通して行われなくてはならない。

全ての生徒がいじめの加害者にも被害者になることがなく、また、いじめを認識しながら放置することもなく、安心安全な学校生活が送れるよう、「いじめ防止対策推進法」の内容等を通じて十分に理解され、平時から適格に対応できるよう備え、早期から組織的積極対応を行うことが重要である。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、及びその他関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指しつつ、ここに基本方針を定める。

2. いじめに対する基本認識

すべての生徒と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりえる」という認識を持つ。

- (1) いじめは「しない・させない・見逃さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害であり、犯罪行為でもある。「いじめは絶対に許さない」学校を構築する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、いじめの解消を図る。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

3. 未然防止のための取組

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のことと捉え、自らいじめを抑止できる集団づくりに努める。
- (2) 各教科・道徳・特別活動などあらゆる場面を通して、規範意識や集団のあり方等について理解を深めさせる。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを有効に活用する。
- (4) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善と充実を図る。
- (5) アンケートを定期的に行い、生徒のSOSサインを見逃さないように努める。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 校内研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4. 早期発見のための取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する 경우가多く、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の些細な呼びかけにもしっかり耳を傾け、親身になって聞く。
- (2) 生徒の友人関係や休み時間の行動にも、目の届く範囲で注視し、変化を見逃さない。
- (3) 保護者との連絡を密にとり、情報を共有し、親身になって対応する。
- (4) 学校行事やボランティア活動などを通じ、地域と日常的に連携する。

5. 早期解消のための取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が1人で抱え込むことがないように、学年・学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。

6. 組織的対応

いじめ問題が生じたときには、「いじめ問題対策チーム」が中心的役割を担い、組織的に情報を集め、指導・支援体制を組んでいく。メンバーを校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導、教育相談、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

◇「いじめ問題対策チーム」構成員の外部人材の活用

・SC(スクールカウンセラー)について

教育相談担当者がコーディネートし、担任とSC(スクールカウンセラー)が連携して、保護者や生徒への相談体制を整える。友人関係で悩んでいる生徒の相談にも携わる。

・いじめ対応アドバイザーについて

いじめ対応アドバイザーを年間2回招いて、いじめ対応の仕方や生徒達の変化を敏感に察知する教師側の体制確立について等のアドバイスを頂く。

・SSW(スクールソーシャルワーカー)について

多種多様な問題を抱える生徒の背景には、心の問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合っており、学校だけでは対応が困難な場合がある。このような問題に対して、家庭等、生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関(児童相談所、警察等)との連携や調整が求められる。その場合、社会福祉に関する専門的知識及び、援助技術を持つSSW(スクールソーシャルワーカー)と連携し、問題解決の対応を図る。